



～院内集会のお知らせ～ ちょっと待って！少年法「改正」

日時：11月6日（水）午前11時30分から午後1時

場所：参議院議員会館B109号（地下鉄永田町駅3分、国会議事堂前駅7分）

内容：少年の心に寄り添う審判とは？

～少年法の歴史を振り返りながら、あるべき審判の姿を探る～
討論者：多田元弁護士（愛知県弁護士会）
坪井節子弁護士（東京弁護士会）ほか

今、問題になっている少年法「改正」案、どんな内容なの？

①国選付添人制度の拡大

これまでは、少年審判に、国費で弁護士付添人が選任される事件は、重大な犯罪に限られていました。それを、窃盗や傷害などの刑罰の上限が長期3年以上の懲役・禁固の罪まで拡大します。

②検察官関与制度の拡大

これまでも、重大な事件で、非行事実の認定に必要な場合には、少年審判に検察官の立ち合いを認める制度がありました。しかし、今回の改正では、検察官が関与できる事件の範囲も、①と同範囲まで拡大する、としています。

③有期刑の引き上げ

少年法は、子どもの犯した罪が刑事裁判で裁かれる場合でも、おとなよりも刑を減輕することを定めています。そして、おとなの場合、無期刑に相当する罪は15年、有期刑に相当する罪でも、最長10年の刑にするとしています。今回の「改正」案は、これをそれぞれ5年引き上げる、としています。

ぜひ、一緒に考えましょう

- Q 検察官は、犯罪の訴追と処罰を使命とする存在で、本質的に少年法の理念と相反する役割を負っています。そのような検察官が関与できる事件が大幅に拡大すれば、少年法の理念を守ることができるでしょうか？
- Q 少年審判では、おとなの刑事裁判と違って、捜査機関が裁判所に提出する証拠を、事前に付添人側がチェックすることができません。つまり、少年審判で、無実を訴えようとするときには、おとなよりも不利なルールで運用されているのです。このような少年審判に、さらに検察官が関与したら一体どうなるのでしょうか？
- Q 刑の上限が20年ということになれば、子どもたちは自分たちが生きてきた時間よりも長い時間を、教育の保障も不十分な刑務所で過ごすこととなります。そのような子どもたちが、社会に出た後、やり直すことが可能でしょうか？

主催=少年法「改正」に反対する弁護士・研究者有志の会 共催=子どもと法・21

有志の会ブログ= <http://yuushinokai.hatenablog.com/>

メールアドレス：syounenhouyuushinokai@gmail.com

問合せ：03（5347）9060 角南法律事務所